

毒物劇物販売業

各種申請・届出等の手引き

(法第10条)

- 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市は市長）に、その旨を届け出なければならない。

- 1 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- 2 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
- 3 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。
- 4 当該製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。

- 法第10条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 1 製造所、営業所又は店舗の名称。 （施行規則第10条の2）

(施行令第35条第1項)

- 毒物劇物営業者は、登録票の記載事項に変更を生じたときは、登録票の書換え交付を申請することができる。

(施行令第36条第1項)

- 毒物劇物営業者は、登録票を破り、汚し、又は失ったときは、登録票の再交付を申請することができる。

(法第4条第3項)

- 製造業又は輸入業の登録は、5年ごとに、販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

大阪市健康局生活衛生部 生活衛生課（薬務指導グループ）

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階

TEL06-6208-9986

申請書の用紙は、大阪市のホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000004813.html>

からダウンロードすることができます。

※本手引きに未反映の改正がある場合がありますので、

最新の情報については上記URLからご確認ください。

目次

第1 各種申請・届出等	1
1 変更届	1
2 毒物劇物取扱責任者変更届	2
3 廃止届	2
4 登録票書換え交付申請	3
5 登録票再交付申請	3
6 登録更新申請	4
7 申請書等の記載方法	4
(1) 共通	4
(2) 変更届	5
(3) 毒物劇物取扱責任者変更届	5
(4) 廃止届	6
(5) 登録更新申請	6
8 添付書類の省略	7
(1) 添付書類を省略できる申請（届出）者	7
(2) 添付書類を省略できない場合	7
(3) 省略できる添付書類と条件	7
(4) 添付書類を省略する場合	7
第2 毒物劇物販売業の登録基準等	7
1 毒物劇物取扱責任者の資格	7
2 設備基準	8

第1 各種申請・届出等

(様式等は手引きをコピーするかホームページからダウンロードして使用してください。)

1 変更届

次の事項について変更が生じた場合、30日以内に変更届を提出してください。

- (1) 申請者氏名、住所（法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地）
- (2) 店舗の名称
- (3) 貯蔵、運搬設備の重要な部分（細目がオーダー以外の場合で、同一ビル内の同一階で店舗の位置を変更した場合を含む。）
- (4) 細目がオーダーの場合で、同一ビル内の階数変更を行った場合
- (5) 細目を変更する場合（オーダー⇄オーダー以外）

※次の事項については変更届を提出する必要はありません。

- (1) 法人の代表者役職名及び代表者氏名に変更が生じた場合
- (2) 引越し又は婚姻等により、毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更が生じた場合

次の事項に該当する場合は新規登録申請の手続きとなるため、新規申請書類及び手数料が必要です。新たな登録を取得するまでに毒物劇物の販売・授与を行うと、無登録販売になり、法律により処罰されることがあります。

- (1) 新たに毒物・劇物を販売等する場合
- (2) 経営者が変わる場合（営業権の相続、譲渡、法人の合併など）
- (3) 組織が変わる場合（申請者が個人⇄法人）
- (4) 登録の種類が変わる場合
(農業用品目販売業を一般販売業に変更する場合など)
- (5) 全面改築を行う場合
(既存の店舗を取り壊して新築する場合(部分改築は変更として取り扱う。))
- (6) 仮店舗を開設する場合
(既存の店舗を全面改築する際など、仮店舗で毒物劇物の販売を行う場合)
- (7) 店舗を移転する場合
(店舗所在地が変わる場合)

※細目がオーダー以外の場合は、同一ビル内の階数変更も新規申請が必要です。

- (8) 登録更新申請を登録満了日までに行わなかった場合（期限切れ）

変更届に必要な書類

(1) 変更届（毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(1)①）

(2) 添付書類（添付書類は次の表を参照ください。）

変更事項	添付書類
申請者氏名 (法人の場合は、その名称)	個人の場合：戸籍謄本、抄本又は戸籍記載事項証明書(注) 法人の場合：登記事項証明書(注)
申請者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	個人の場合：不要 法人の場合：登記事項証明書(注)
店舗の名称	不要
貯蔵、運搬設備の重要な部分 (保管庫、保管庫の設置場所等)	変更前・変更後の図面 (店舗の平面図、毒物劇物保管場所・保管庫の概要図等)
細目がオーダーの場合で、同一ビル内の階数変更	不要 (同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図)
細目：オーダー以外⇒オーダー	登録票（原本）
細目：オーダー⇒オーダー以外	登録票（原本） 毒物劇物取扱責任者及び保管庫の設置が必要です。 書類についてはお問い合わせください。

(注)は 6 か月以内に発行されたもので、変更前後が確認できるもの

2 毒物劇物取扱責任者変更届

毒物劇物取扱責任者に変更が生じた場合は、30 日以内に毒物劇物取扱責任者変更届を提出してください。

(1) 毒物劇物取扱責任者変更届（毒物劇物取締法施行規則別記第 9 号様式①）

(2) 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類

(3) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し（詳細は P.7～8 を参照ください。）

※資格を証する書類は、必ず事業者の責任で原本を確認してください。

(4) 毒物劇物取扱責任者の診断書・・・3 か月以内に発行されたもの

※必要書類のうち、一部については、省略できる場合がありますので、P.7 記載の「添付書類の省略」を参照ください。

3 廃止届

毒物劇物販売業の業務を廃止した場合は、登録票を添えて 30 日以内に廃止届を提出してください。

(1) 廃止届（毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(2)①）

(2) 登録票（原本） ※紛失した場合は、紛失理由書が必要です。

4 登録票書換え交付申請

(申請手数料：2,400 円〔現金〕)

※受付処理の他、金融機関での払込手続きが必要なため、午後 3 時 30 分までにお越しください。

登録票の記載事項に変更があった場合には、次の必要書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。

なお、店舗所在地が住居表示に関する法律に基づき住居表示に変更が生じた場合は、大阪市が発行する住居表示変更証明書を添付すれば無料で登録票の書換え交付申請を行うことができます。

- (1) 登録票書換え交付申請書（毒物劇物取締法施行規則別記第 12 号様式①）
- (2) 登録票（原本）

※紛失した場合は、紛失理由書が必要です。

- (3) 変更事項を証する書類（添付書類は次の表を参照ください。）

変更事項	添付書類
申請者氏名 (法人の場合は、その名称)	個人の場合：戸籍謄本、抄本又は戸籍記載事項証明書(注) 法人の場合：登記事項証明書(注)
申請者住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)	個人の場合：不要 法人の場合：登記事項証明書(注)
店舗の名称	不要
細目がオーダーの場合で、 同一ビル内の階数変更	不要 (同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア 全体の配置図)

(注)は 6 か月以内に発行されたもので、変更前後が確認できるもの

- (4) その他

ア 変更届を既に提出している場合は、添付書類は不要です。

イ 変更届と書換え交付申請を同時に行う場合は、書換え交付申請書に必要書類を添付することにより、変更届を省略できます。

ウ 申請者の誤記等により、後日訂正のため書換え交付申請を行う場合には、申請に誤りがあった旨の理由書を提出してください。

5 登録票再交付申請

(申請手数料：4,000 円〔現金〕)

※受付処理の他、金融機関での払込手続きが必要なため午後 3 時 30 分までにお越しください。

登録票をき損又は紛失したときには、次の必要書類を添えて再交付申請を行うことができます。

- (1) 登録票再交付申請書（毒物劇物取締法施行規則別記第 13 号様式①）
- (2) き損した登録票（原本） ※紛失した場合は、紛失理由書が必要です。

6 登録更新申請

(申請手数料：6,400 円〔現金〕)

※受付処理の他、金融機関での払込手続きが必要なため午後 3 時 30 分までにお越しください。

毒物劇物販売業の登録を受けた者が引き続き販売を行う場合は、登録票に記載している有効期間が満了するまでに更新申請をしてください。

(1) 毒物劇物販売業登録更新申請書（毒物劇物取締法施行規則別記第 5 号様式）

(2) 登録票（原本）

※紛失した場合は、**紛失理由書**が必要です。

(3) その他

登録されている内容や毒物劇物取扱責任者（オーダー以外）に変更があって、変更届・毒物劇物取扱責任者変更届を提出していない場合は、変更届・毒物劇物取扱責任者変更届を同時に提出してください。詳細及び添付書類については P.1 記載の「変更届」及び P.2 記載の「毒物劇物取扱責任者変更届」を参照してください。

7 申請書等の記載方法

(1) 共通

ア 業務の種別

一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業のいずれかを記載してください。

イ 登録番号及び登録年月日

登録票を確認し、登録を受けている店舗の登録番号及び登録年月日（有効期限の開始年月日）を正確に記載してください。

※登録票の登録年月日を発行年月日と間違えないよう注意してください。

ウ 店舗の所在地及び名称

① 登録されている店舗の所在地及び店舗の名称を記載してください。

② 店舗の名称を変更した場合は名称欄に「変更後の名称」を記載してください。

エ 変更年月日

① 変更が生じた年月日を記載してください。

② 法人の申請者氏名、申請者住所を変更する場合は、登記された年月日ではありませんので注意してください。

オ 申請者の住所、氏名

住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載してください。

(2) 変更届（貯蔵、運搬設備の重要な部分）

ア 付近の見取図（分置倉庫を追加する場合）

- ① 北方向を上にして記載してください。
- ② 駅、バス停などの公共施設や、目標となるような建物との位置関係が把握できるように記載してください。
- ③ 住宅地図等のコピーでも構いません。

イ 店舗の平面図

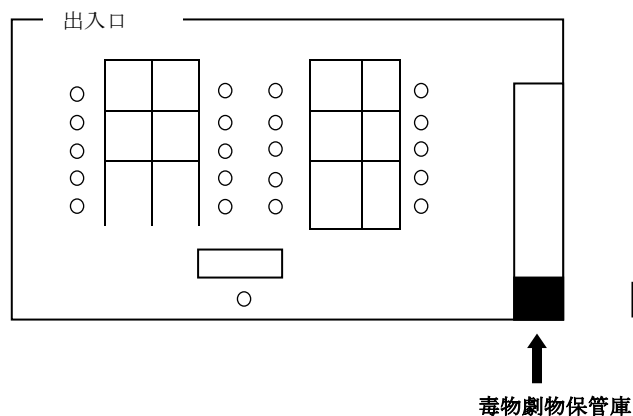
- ① 定規等を用いて正確に作成してください。
- ② 出入口、通路を明確に記載してください。
- ③ 毒物劇物の保管場所を明確に記載してください。
- ④ 店舗の所在地と離れた場所に倉庫（分置倉庫）がある場合は、その所在地も記載してください。

ウ 保管場所の概要図（細目がオーダーの場合は不要）

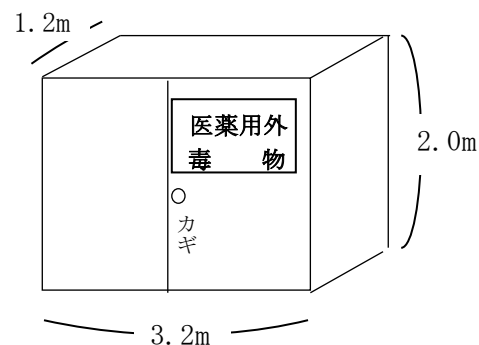
施錠設備等及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が分かるように記載してください。

※保管場所はP. 9記載の「設備基準」を満たす必要があります。

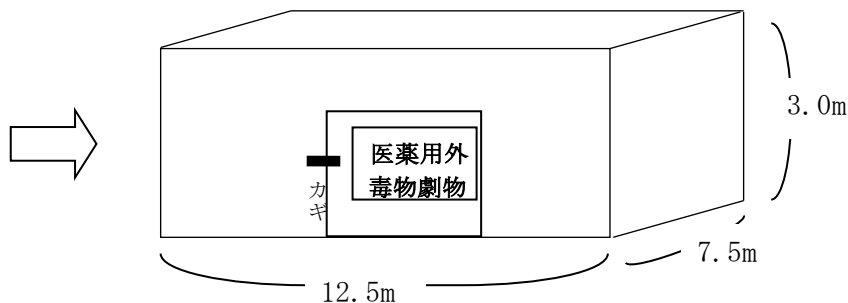
《店舗平面図記載例》



《保管庫概要図記載例》



《分置倉庫記載例》



(3) 毒物劇物取扱責任者変更届

ア 毒物劇物取扱責任者の資格

該当する区分を○で囲んでください。

- ① 法第8条第1項第1号 (薬剤師)
- ② 法第8条第1項第2号 (応用化学等の学課修了者)

※ 学校名、学課名を記載してください。

- ③ 法第8条第1項第3号 (知事の行う試験の合格者)

※ 試験の種類(一般、農業用品目、特定品目)を記載してください。

イ 備考欄

毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、無・有のいずれかに○をしてください。

有の場合は、その内容も記入してください。

(4) 廃止届

ア 廃止年月日

取扱をやめた又は店舗を廃止した年月日を記載してください。

イ 廃止した日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法 (記載例)

○○(毒劇物名)△△m L×□□本を卸売会社に返品済み。

○○(毒劇物名)△△k g×□□個を産業廃棄物処理業者により処理済み。

ウ 備考欄

廃止の理由を記載してください。

エ 申請者が死亡(個人)若しくは解散等(法人)したとき

申請者が死亡(個人)、解散等(法人)したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人等が届出を行う必要があります。法人にあっては合併後存続した場合、設立された法人の代表者を代理人として届出を行う必要がありますので別途ご相談ください。なお、申請者が死亡(個人)したときは、申請者の死亡を証明する書類、申請者と届出者の続柄が分かる書類を添付してください。

(5) 登録更新申請

ア 業務の種別

一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当する種別を○で囲んでください。

イ 毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名

細目がオーダーの場合は毒物劇物取扱責任者の設置義務がないので、記入しないでください。

ウ 備考欄

細目がオーダーの場合は「**オーダー**」と記入してください。

8 添付書類の省略

(1) 添付書類を省略できる申請（届出）者

次の者が変更届等を行う際に、既に当該書類を本市に提出又は提示している場合

- ア 医薬品医療機器等法に係る薬局開設、医薬品販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けた者又は許可申請中の者
- イ 毒物及び劇物取締法に係る毒物及び劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者
- ウ 毒物及び劇物取締法に係る業務上取扱者の届出を行った者

※同一申請（届出）者による場合に限りします。

(2) 添付書類を省略できない場合

- ア 期限切れにより、新たに登録申請する場合
- イ 既登録店舗を廃止してから 30 日を超えて申請する場合

(3) 省略できる添付書類と条件

- ア 登記事項証明書

※提出後に変更があった場合は、省略できません。

- イ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し及び診断書

(4) 添付書類を省略する場合

申請書又は届書の備考欄へ記載してください。

（例）本申請に係る添付書類（〇〇〇〇〇）は、毒物劇物販売業（第〇〇〇〇〇〇号）の申請書（変更届）に添付済み。

第 2 毒物劇物販売業の登録基準等

1 毒物劇物取扱責任者の資格（法第 8 条第 1 項）（細目がオーダーの場合は除く）

次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- (1) 薬剤師（第 1 号）
- (2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者（第 2 号）
- (3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（第 3 号）

次の者は、毒物劇物取扱責任者となることができません。

- (1) 18 歳未満の者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 設備基準（法第11条、施行規則第4条の4等）（細目がオーダーの場合は除く）

- (1) 毒物又は劇物とその他の物とを区分して専用に貯蔵できるものであること。
 - (2) 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
 - (3) 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。
 - (4) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができない場所であるときは、この限りでない。
 - (5) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができない場所であるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。
 - (6) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
 - (7) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。
 - (8) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。
 - (9) 店舗は、他社と明確に区分すること。
- ※ 登録申請場所が**薬局**の場合は、保管庫を**調剤室以外**の場所に設置すること。

～～～毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類～～～

※資格を証する書類は事業者の責任で必ず原本を確認してください。

(第1号) **薬剤師免許証**

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書（修得単位が確認できるもの）

ア 太学等において、応用化学に関する学課を修了した者

(ア) 薬学部

(イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る）、生物化学科等

(ウ) 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

(エ) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科・染色化学工学科等

(オ) 上記以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて 28単位以上修得している又は必修科目の単位中 50%以上である学科

ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には単位数に算入して差し支えない。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）等

有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

〔(ア)～(エ) 卒業証明書

(オ) 卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者
ただし、学科名により判断できない場合には、アの(オ)を準用し、化学に関する科目 28単位以上修得していること。

〔学科名により判断できる場合は卒業証明書

学科名により判断できない場合は卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

ウ 専門学校及び高等学校において、応用化学に関する学課を修了した者で、化学に関する科目を 25単位以上修得した者（化学に関する科目はアの(オ)を準用）

※卒業証明書及び成績証明書（修得単位が確認できるもの）

エ 太学院において、応用化学に関する研究科を修了した者

（応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの(ア)～(オ)を準用。なお、アの(オ)を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。）

〔アの(ア)～(エ) 修了証明書

アの(オ) 修了証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

(第3号) **合格証**（都道府県が行う毒物劇物取扱者試験）

毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(1)①

変 更 届

業 務 の 種 別			
登録番号及び登録年月日		第	号 年 月 日
店舗の所在地及び名称		所在地 名 称	
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考		【添付書類の省略】 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他() () の申請書（変更届書）に添付済み。	

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：

毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(1)①

変 更 届

業 務 の 種 別		一般販売業、農業用品目販売業 又は特定品目販売業の別を記載。		有効期間の開始年月日 を記載。	
登録番号及び登録年月日		第△△△△△△△号 令和〇〇年□□月△△日			
店舗の所在地及び名称		所在地 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階 名 称 △△ 株式会社 登録されている内容を記載。			
変 更 内 容	事 項	変 更 前		変 更 後	
	店舗の名称 申請者氏名 申請者住所 構造設備	〇〇 株式会社 〇〇 株式会社 大阪市北区中之島〇丁目〇番 〇号 別紙 1 のとおり		△△ 株式会社 △△ 株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番 〇号 別紙 2 のとおり	
変 更 年 月 日		令和〇〇年△△月□□日 変更が生じた年月日を記載。			
備 考		【添付書類の省略】 ☒ 登記事項証明書 ☐ その他() (□□株式会社〇支店(登録番号：△△△△) 令和〇年〇月〇日届出) の申請書(変更届書)に添付済み。			

上記により、変更の届出をします。

令和〇年〇月〇日

個人の場合は現住所・個人名
を記載。
法人の場合は登記された本
店の所在地、商号及び代表者
の役職名、氏名を記載。

大阪市長

住 所
〔法人にあっては、主た
る事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称
及び代表者の氏名〕
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
変更後の内容を記載。

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第9号様式①

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別			
登録番号及び登録年月日	第	号	年 月 日
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地 名 称		
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名		
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名		
変更後の毒物劇物取扱責任者の資格	法第8条第1項第 号（ ）		
変 更 年 月 日	令和 年 月 日		
備 考	毒物劇物取扱 責任者 の欠格事項	毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	無・有（その内容）
	【添付書類の省略】 □取扱責任者の資格を証する書類 □診断書 （ ）の申請書 （変更届書）に添付済み。		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏 名
〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：

毒物劇物取締法施行規則別記第9号様式①

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別	一般販売業、農薬用品目販売業 又は特定品目販売業の別を記載。		有効期間の開始年月日 を記載。
登録番号及び登録年月日	第△△△△△△△号 令和〇〇年□□月△△日		
店 舗 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階 名 称 △△ 株式会社	登録されている内容を記載。	
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 大阪市〇区〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 大阪 太郎		
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 大阪市△区△町△丁目△番△号 氏 名 大阪 花子		
変更後の毒物劇物取扱責任者の資格	法第8条第1項第3号（一般毒物劇物取扱者試験）		
変 更 年 月 日	1～3の区分を記載してください。 令和〇〇年△△月□□日 該当する資格を記入してください。 変更が生じた年月日を記載。		
備 考	毒物劇物取扱責任者の欠格事項 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと 【添付書類の省略】 ☑取扱責任者の資格を証する書類 ☑診断書 （□□株式会社〇支店（登録番号：△△△△） 令和〇年〇月〇日届出） の申請書（変更届書）に添付済み。 無・有（その内容） 無・有のいずれかを○で囲む。 有の場合はその内容を記載。		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和〇年〇月〇日

個人の場合は現住所・個人名
を記載。
法人の場合は登記された本
店の所在地、商号及び代表者
の役職名、氏名を記載。

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 △△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(2)①

廃 止 届

業 務 の 種 別	
登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日
店舗の所在地及び名称	所在地 名 称
廃 止 年 月 日	令和 年 月 日
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法	
備 考	

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

毒物劇物取締法施行規則別記第 11 号様式の(2)①

廃止届

業 務 の 種 別	一般販売業、農業用品目販売業 又は特定品目販売業の別を記載。	有効期間の開始年月日 を記載。
登録番号及び登録年月日	第△△△△△△△号	令和〇〇年□□月△△日
店舗の所在地及び名称	所在地 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 名 称 △△ 株式会社	登録されている内容を記載。
廃 止 年 月 日	令和〇〇年△△月□□日	廃止した年月日を記載。
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、数 量及び保管又は処理の方 法	〇〇(毒劇物名)△△m L × □□本を卸売会社に返品済み。 〇〇(毒劇物名)△△k g × □□個を産業廃棄物処理業者により処理済み。	オーダーの場合は 「在庫なし」と記載。
備 考	廃止の理由(移転・完全廃止等)を 記載。	

上記により、廃止の届出をします。

令和〇年〇月〇日

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第 12 号様式①

登録票書換之交付申請書

登録番号及び登録年月日		第 号 年 月 日	
店舗の所在地及び名称		所在地 名 称	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		令和 年 月 日	
備 考			

一 般 販 売 業
 上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 登録票の書換え交付を申請します。
 特定品目販売業

令和 年 月 日

住 所 下
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：

登 録 票 書 換 え 交 付 申 請 書

登録番号及び登録年月日		有効期間の開始年月日を記載。 第 △△△△△△△ 号 令和 ○○ 年 □□ 月 △△ 日	
店舗の所在地及び名称		所在地 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○ビル○階 名 称 △△ 株式会社 登録されている内容を記載。	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	店舗の名称 申請者氏名	○○ 株式会社 ○○ 株式会社	△△ 株式会社 △△ 株式会社
変 更 年 月 日		令和○○年△△月□□日	
備 考		変更が生じた年月日を記載。	

一般販売業
農業用品目販売業
特定品目販売業

上記により、毒物劇物の 登録票の書換え交付を申請します。

令和○年○月○日

住所 〒△△△-△△△△
東京都○○区○○町○丁目○番○号

氏 名 △△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

大阪市長

変更後の内容を記載。

毒物劇物取締法施行規則別記第 13 号様式①

登 録 票 再 交 付 申 請 書

登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日
店舗の所在地及び名称	所在地 名 称
再交付申請の理由	
備 考	

一般販売業
 農業用品目販売業
 特定品目販売業

上記により、毒物劇物の
 登録票の再交付を申請します。

令和 年 月 日

住所 〒
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

登 録 票 再 交 付 申 請 書

登録番号及び登録年月日	有効期間の開始年月日を記載。 第 △△△△△△△ 号 令和〇〇年□□月△△日
店舗の所在地及び名称	所在地 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階 名 称 △△ 株式会社 登録されている内容を記載。
再 交 付 申 請 の 理 由	き損したため 紛失した場合は紛失理由書 が必要です
備 考	

一 般 販 売 業
農 業 用 品 目 販 売 業
特 定 品 目 販 売 業

上記により、毒物劇物の 登録票の再交付を申請します。

令和〇年〇月〇日

該当する業務の種別を
○で囲む。

住所 〒△△△-△△△△
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 △△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

個人の場合は現住所・個人
名を記載。
法人の場合は登記された本
店の所在地、商号及び代表
者の役職名、氏名を記載。

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第5号様式

毒物劇物 一 般 販 売 業
農 業 用 品 目 販 売 業 登 録 更 新 申 請 書
特 定 品 目 販 売 業

登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日		
店舗の所在地及び名称	所在地 名 称		
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名		
備 考	申請者 欠 格 事 項	毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により、登録を取り消され、取り消しの日から起算して 2 年を経過していないこと	無・有（その内容）

一般販売業
 農業用品目販売業
 特定品目販売業

上記により、毒物劇物の登録の更新を申請します。

令和 年 月 日

住 所 下
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

毒物劇物取締法施行規則別記第5号様式

該当する業務の種別を○で囲む。		一 般 販 売 業 毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書 特定品目販売業	
登録番号及び登録年月日	有効期間の開始年月日を記載。 第 △△△△△△△ 号 令和〇〇年□□月△△日		
店舗の所在地及び名称	所在地 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○〇ビル○階 名 称 △△ 株式会社 登録されている内容を記載。		
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住 所 大阪市〇区〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 大阪 太郎 オーダーの場合は記載不要。		
備 考	申請者欠格事項	毒物及び劇物取締法第19条第2項若しくは第4項の規定により、登録を取り消され、取り消しの日から起算して2年を経過していないこと	無・有（その内容）
	無・有のいずれかを○で囲む。有の場合はその内容。		

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
特定品目販売業
令和〇年〇月〇日 該当する業務の種別を○で囲む。

住 所 〒△△△-△△△△
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 △△ 株式会社
代表取締役 ○〇 ○〇
個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

診 断 書

氏 名		性 別	男 女
生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日	年 令 才

上記の者について、下記のとおり診断します。

1. 精神機能の障害 （□にチェックを付けること）

☐ 明らかに該当なし

☐ 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況 （できるだけ具体的に記載して下さい。（注1））

2. 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者でない。

診断年月日	令和 年 月 日
-------	----------

病院、診療所又は介護老人保健施設等の
名 称

所 在 地

TEL () (注2)

医師の氏名

（注1）精神機能の障害の程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。

（注2）必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。

使用関係証書

次のとおり、使用関係にあることを証明します。

記

1 勤務場所の名称

所在地

2 勤務時間

時間/週

3 休日

4 管理者の場合、他の勤務地において薬事に関する実務に従事しないこと。

5 毒物劇物取扱責任者の場合、上記店舗専任の業務を行うこと。

令和 年 月 日

雇用者 住所

氏名

被雇用者（管理者・その他薬剤師又は登録販売者・毒物劇物取扱責任者）

住所

氏名

大 阪 市 長

紛失理由書

令和 年 月 日

大 阪 市 長

店舗所在地
(研究所所在地)

店 舗 名 称
(研究所名称)

住 所

氏 名

この度、_____の 登録票
許可証 を _____のため

紛失しました。

今後、このようなことのないよう充分注意し管理しますので、今回に限りよろしくお取り計らい願います。

なお、紛失した 登録票
許可証 を発見した場合は、速やかに返却する旨誓約します。